

岐阜市上下水道事業部公共工事苦情処理手続要領

平成14年3月29日 決裁

平成15年3月19日 決裁

令和 8年3月31日 改正

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、岐阜市上下水道事業部が発注する建設工事について、入札及び契約に関する透明性及び公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。

第1 対象工事

この要領による苦情処理の対象となる工事は、次のとおりとする。ただし、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が400万円を超えないものを除く。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 公募型指名競争入札による工事
- (3) 前号以外の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）による工事
- (4) 随意契約による工事

第2 苦情の申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次に掲げる入札及び契約の方式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札

一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。

(2) 公募型指名競争入札

技術資料を提出した者のうち、公募型指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、管理者に対してその理由の説明を求めることができる。

(3) 指名競争入札

岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿において指名競争入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、管理者に対してその理由の説明を求めることができる。

(4) 随意契約

随意契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について同法第3条第1項の許可を受けている者のうち、当該随意契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、管理者に対してその理由の説明を求めることができる。

2 苦情の申立ての方法

(1) 苦情の申立ては、次の各号に掲げる苦情に応じ、当該各号の期間において書面により管理者に対して行うことができるものとする。

ア 前項第1号に掲げる苦情 入札参加資格確認通知書を送付した日から起算して7日（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

イ 前項第2号に掲げる苦情 指名しない旨の通知書を送付した日から起算して5日（休日を含まない。）以内

ウ 前項第3号に掲げる苦情 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

エ 前項第4号に掲げる苦情 随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

(2) 前号の書面には、苦情の申立てをする者（「以下「苦情申立者」という。」）の氏名及び住所、苦情の申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

3 苦情の申立てへの回答

管理者は、苦情の申立てがあった場合は、苦情を申し立てられた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）を送付し、回答するものとする。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

4 苦情の申立ての却下

管理者は、申立ての期間が徒過しているとき、申立ての書面に所定の事項が記載されていないときその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情の申立てについての教示

管理者は、苦情の申立てができる旨の教示を次に掲げる入札及び契約の方式に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札 入札説明書等への記載
- (2) 公募型指名競争入札 技術資料作成要領又は技術資料の提出を求める際に送付する資料（以下「技術資料作成要領等」という。）への記載
- (3) 指名競争入札 上下水道事業政策課での掲示等
- (4) 随意契約 上下水道事業政策課での掲示等

6 苦情の処理の手続の明示

管理者は、第1項から第3項までの規定による手続きについて次に掲げる入札及び契約の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により明示するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札説明書等への記載
- (2) 公募型指名競争入札 技術資料作成要領等への記載
- (3) 指名競争入札 上下水道事業政策課での掲示等
- (4) 随意契約 上下水道事業政策課での掲示等

7 苦情の処理の結果の公表

管理者は、苦情申立者に回答を行ったときは、当該苦情申立者の提出した書面及び回答書を速やかに公表する。

第3 再苦情の申立て

1 再苦情の申立てができる者

第2第3項の規定により回答を受けた苦情申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、管理者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、回答書を受け取った日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により管理者に対して行うことができるものとする。
- (2) 前号の書面には、再苦情の申立てをする者（以下「再苦情申立者」という。）の氏名及び住所、再苦情の申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。
- (3) 再苦情の申立てがあった場合は、管理者は、速やかに、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）別表に規定する岐阜市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

3 再苦情の申立てへの回答

管理者は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面を送付し、回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときは管理者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

管理者は、再苦情申立者が第3第1項に規定する再苦情の申立てができる者に該当するものでないとき、申立ての期間が徒過しているとき、申立ての書面に所定の事項が記載されていないときその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

5 再苦情の申立てについての教示

管理者は、苦情の申立てへの回答書を受け取った日から起算して7日以内に、管理者に対して、書面により再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

6 再苦情の処理手続に係る明示

第1項から第3項までの規定による手続については、回答書に記載して明示するほか、上下水道事業政策課での掲示等により明示するものとする。

7 再苦情の処理結果の公表

- (1) 管理者は、委員会から報告がなされたときは、その翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対してその結果を書面（以下「審議結果通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときはこれに伴い管理者が講じようとする措置の概要を当該再苦情申立者に対し明らかにするものとする。
- (2) 管理者は、審議結果通知書による通知を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び当該審議結果通知書を速やかに公表する。

8 入札手続の執行

再苦情の申立ては、入札及び契約の効果及び手続の執行を妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1については、当分の間、予定価格が1,000万円未満のものを対象工事から除外するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。